

若年者等人材育成

支援事業補助金

若年者等の市内企業等への定着を図るため、資格・免許の取得のために従業員に研修等を受けさせる市内企業等に対し、補助金を交付します。

対象要件

1. 市内に住所および事業所を有する個人事業主、または市内に事業所を有する法人であること
2. 令和7年4月1日において18歳以上40歳未満の従業員に、資格や免許の取得のための研修等を受講させる企業等であること
3. 市区町村税を滞納していないこと

※風俗営業法第2条に定める営業や、十和田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団関係者、政治活動・宗教活動等は除きます。

補助金額

上限 **10万円**

※補助対象経費の2分の1

※補助対象経費：企業が負担した受験料及び受講料（テキスト代含む）

試験により資格等を取得する場合は、合格した場合のみ対象とします。

△次の経費は補助対象外となります

- ×旅費、飲食費、消耗品費、通信運搬費
- ×国、県、市等から他の補助金や助成金等の交付を受けるもの
- ×接遇・マナー講習等、社会人として基礎的なスキルを取得するもの
- ×一般的な趣味・教養に関するもの
- ×普通自動車第一種免許、普通自動二輪車免許または原動機付自動車免許



注意事項

- ・資格や免許に係る研修等を受ける前に申請が必要となります。交付決定通知前に研修等を受講した場合、対象となりませんのでご注意ください。
- ・年度内において交付の申請は1回限りです。また、同一従業員に係る補助金の交付は1回（資格等の取得は1種類）限りです。
- ・予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定しますので、交付申請はお早めにお済ませください。
- ・運転免許を取得される方で、マイナ免許証をお持ちの方は、券面に車種が記載されませんので、実績報告の際はマイナポータルの画面等、取得した車種が分かるものをご提出願います。

※交付要綱や提出書類はホームページに掲載しています。申請される方は交付要綱を必ずご確認ください。

【申請先・お問い合わせ】

十和田市農林商工部 商工観光課商工労政係
〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号
電話：0176-51-6773
FAX：0176-22-9799

ホームページ
はこちら

